

## [2]いじめ防止に関する措置

(1)いじめ防止対策のための組織

(2)いじめに対する措置

### (1)いじめ防止対策のための組織

- ① 名 称:「いじめ防止対策委員会」
- ② 構成員:校長・副校長・教頭・各学年主任(3名)・養護教諭・相談員の8名、  
その他校長が指名する教諭を随時組み込む。  
※ 教頭を本委員会のを委員長とする。
- ③ 活 動  
ア)いじめ防止に関すること。  
イ)いじめの早期発見に関すること。  
ウ)いじめ事案への対応に関すること。  
エ)いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する  
生徒理解を深めること。  
オ)いじめ防止の取組み・いじめ事案への対応等の検証、学校基本方針の  
見直しを行うこと。
- ④ 開 催:前期中間・期末、後期中間・期末の間の4回を原則とし、必要な事案や  
いじめ事案発生の際は随時開催とする。

### (2)いじめに対する措置……(詳しい事案の対応については、問題事案対応方針のP9～P15を参照)

- ① いじめに関する情報・相談を受けた場合、当該クラス担任・副担任、生活指導部等を  
始動し事実の有無の確認を行う。
  - ② いじめの事案が確認された場合は、いじめを止めさせ、再発防止のため、いじめを  
受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者  
への助言を継続的に行う。
  - ③ いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境  
を保護者と連携を図りながら整える措置を講ずる。
  - ④ いじめの関係者間における争いが生じないよう、いじめの事案に関わる情報を関係  
保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
  - ⑤ 犯罪として取り扱われるべきいじめについては、所轄の警察と連携して対処する。
- ※ いじめ事案が生じた場合、対策委員会に生活指導部長を加え、具体的、個別的な  
対応方針を検討し、指導部の速やかな始動を図る。